

2018年度町田市教育委員会

第11回定例会会議録

- 1、開催日 2019年2月1日
- 2、開催場所 第三、第四、第五会議室
- 3、出席者 教 育 長 坂 本 修 一
 委 員 佐 藤 昇
 委 員 森 山 賢 一
 委 員 八 並 清 子
- 4、署名者 教育長

 委 員

- 5、出席事務局職員 学校教育部長 北 澤 英 明
 生涯学習部長 中 村 哲 也
 教育総務課長 田 中 隆 志
 教育総務課担当課長 高 野 徹
 教育総務課担当課長 谷 勇 児
 (学校運営支援担当)
 施設課長 浅 沼 猛 夫
 施設課学校用務担当課長 小 宮 寛 幸
 学務課長 峰 岸 学
 学務課担当課長 中 溝 智 章
 保健給食課長 有 田 宏 治
 指導室長 金 木 圭 一
 (兼) 指導課長
 指導課担当課長 野 田 留 美
 指導課統括指導主事 辻 和 夫
 教育センター所長 勝 又 一 彦
 教育センター担当課長 林 啓

教育センター統括指導主事	宇野賢悟
生涯学習総務課長	佐藤浩子
生涯学習総務課担当課長	早出満明
(兼) 総務係長	
生涯学習総務課担当課長	貴志高陽
(兼) 文化財係長	
生涯学習センター長	塩田一人
図書館長	近藤裕一
図書館市民文学館担当課長	吉川輝
(町田市民文学館長)	
図書館副館長	中嶋真
図書館担当課長	江波戸恵子
書記	大河内和歌子
書記	中野亮介
書記	瓜田円
速記士	帯刀道代

(株式会社ゲンブリッジオフィス)

6、提出議案、臨時代理報告及び結果

議案第24号	町田市教育プラン2019-2023の策定について	原案可決
議案第25号	町田市立学校適正規模・適正配置等審議会条例(案)について	原案可決
議案第26号	町田市立小学校等の学校給食費に関する条例(案)について	原案可決
議案第27号	「町田市立図書館のあり方見直し方針」の策定について	原案可決
議案第28号	「町田市民文学館のあり方見直し方針」の策定について	原案可決
議案第29号	町田市教育委員会児童生徒表彰対象者の追加について	原案可決
臨時代理報告第9号	都費負担教職員の服務事故に係る処分内申の臨時代理の報告について	

て

承

認

7、傍聴者数 10 名

8、議事の概要

午前 10 時 00 分開会

○教育長 ただいまから町田市教育委員会第 11 回定例会を開会いたします。

本日の署名委員は森山委員です。

なお、本日は坂上委員から欠席の届け出がございましたが、委員の過半数が出席しておりますので、予定どおり会議を開催いたします。

初めに、日程の一部変更をお願いいたします。日程第 2、議案審議事項のうち、議案第 29 号、並びに日程第 3、臨時代理報告第 9 号は非公開案件ですので、日程第 4 の報告事項終了後に、一旦休憩をとりまして、関係者のみお残りいただいて、審議をしたいと思えます。これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきますと思います。

以下、日程に従って進めてまいります。

日程第 1、月間活動報告に入ります。

前回の教育委員会定例会以降の活動につきまして、まず初めに、教育長の私から、本日は 2 件ご報告させていただきたいと思えます。

まず 1 月 27 日（日）でございますが、文化財防火デーに合わせた消防演習が、町田市鶴間の圓成寺において行われまして、これに出席いたしました。文化財防火デーというのは、1949 年（昭和 24 年）1 月 26 日に、奈良の法隆寺の金堂の壁画が火災によって損壊したことを機に設けられたものでございまして、既に報道等でご承知のとおり、毎年 1 月 26 日を中心に、文化庁ですとか消防庁、都道府県、市町村等が連携・協力して、全国で文化財防火運動を展開しております。

今回の会場になりました圓成寺の木造聖徳太子立像を初め、町田市にも多くの文化財がございます。これらの文化財はかけがえのない市民の皆様の財産であり、私たちはそれを後世に引き継いでいく義務がございますが、町田消防署や町田市消防団、地元各地域の皆様には、その役割の多くを担っていただいております。今回の演習当日も寒風吹きすさぶ

中で、町田消防署や町田市消防団、地元地域の皆様の大変統制のとれた立派な訓練を拝見させていただきまして、町田市の文化財はこうして皆様に守られているのだということを改めて認識し、頼もしく思いました。文化財の所管である教育委員会として、皆様に厚くお礼を申し上げてまいりました。

もう1点、この時期には公立小・中学校の児童・生徒を対象にした多くのコンテスト等の表彰式がございまして、この間、1月20日（日）には、町田市少年少女発明クラブ主催の第14回アイデアものづくりコンテストと、町田市書道連盟主催の第58回小・中学生書初展の授賞式、1月28日（月）には、法務省及び全国人権擁護委員連合会主催の平成30年度全国中学生人権作文コンテストの表彰式が開催されまして、これに出席いたしました。

毎年、学校の外におきましても、子どもたちの情操を養い、豊かな心を育てることを目的に、このような子どもたちの作品の発表の機会、自己表現の機会というものをつけていただけることは大変ありがたいこととございます。それぞれの運営に当たられた関係者の皆様の長年のご尽力に改めて感謝申し上げるとともに、今回受賞された小・中学生の皆さんが、この受賞をきっかけにさらに羽ばたいてくださることをご期待申し上げたいと思っております。

その他の主な活動は、お配りしております資料のとおりでございます。私からの報告は以上でございます。

次に、両部長から何かありましたらお願いします。

○**学校教育部長** 学校教育部から特に報告することはございません。

○**生涯学習部長** 生涯学習部からも特にございません。

○**教育長** それでは次に、各委員の皆様からご報告をお願いいたします。

○**佐藤委員** この1カ月の間、私は研究発表会や指導主事訪問などの業務で、鶴間小学校、薬師中学校、南第四小学校、三輪小学校、南第二小学校を訪問いたしました。これまでも多くの学校を訪問してきましたが、しばらくその学校に滞在しておりますと、その学校が信頼できる感じがするとか、何となく活気がないように感じてしまうとか、その学校の雰囲気のようなものを感じ取ることができます。

そうした雰囲気はどういうところから感じるのか。さまざまな要因があるとは思いますが、私には最大の要因は校長にあることは間違いのないのではないかなと思っています。校長が学校経営に注いでいる意気込み、学校経営に関する考え方、教職員に対する影響力、私たちや保護者など来校者に対する態度など、人間性を含む校長としての力量こそが、そ

の学校が信頼できるかどうかを決めてしまっているのではないかなとも思います。また、副校長のことも気になります。この副校長は校長に頼りにされているなど感じることもあれば、副校長が何をしているのか余り存在感が感じられないというような学校もあります。

やはり学校に対する評価は管理職、特に校長の力量によってつくられていく部分が多いのではないのでしょうか。そのためにも、管理職の力量を高めていくための取り組みが今後ますます必要であり、例えば校長研修や副校長研修を充実させていくというのもその1つだと思います。これまでもこれらの研修は行ってきたとは思いますが、研修の中身として、当面する具体的な教育課題などについて理解を深めることだけでなく、年に1度くらいは、学校経営そのものについてや、校長としての心構えやあり方などをテーマにして、校長自身に、我が身についてじっくり考えさせることが重要ではないかと思っています。

そのほか、1月17日に町田地区保護司会「新春の集い」、1月28日にスポーツアワード町田選考委員会に教育長の代理として出席してきましたが、教育委員会が広くさまざまな団体や組織とつながっていることを実感してまいりました。

報告は以上です。

○森山委員 私のほうから2点ご報告をさせていただきます。

まず1点は、1月16日（水）、指導主事訪問に、指導主事の2人の先生と教育長職務代理である佐藤委員と同行いたしました。この薬師中学校は、校内の環境の中でも、グラウンド周辺とか、校舎の周辺について、ごみ1つ落ちていないような、日ごろから掃除をきちんとしているような学校のように見受けられました。

この日は朝から夕方までお世話になったわけですが、その中で、特別支援学級での道徳教育について、ききょう学級の3年生の授業を拝見させていただきました。これはT1、T2、T3ということで、いわゆるティームティーチングによる授業でありました。

ご承知のとおり、特別支援学級での道徳の授業は非常に難しいと言われておりますが、この中学校のききょう学級による授業は、多面的、多角的な問題に関して、問題解決能力をきちんと身につけさせてあげようという先生方あるいは学校の意思が非常に伝わるような授業を拝見させていただきました。

当日は、校内研究にどのような形で1年間取り組んできたかという資料をいただきました。そういう意味では、私どもはその日だけ行っているわけですがけれども、そのときだけではなくて、校内研究が1年間の中でどのような形で位置づけられているのかということ

をしっかりと理解することができました。中学校は非常にいろいろな課題もあろうかと思いますが、校長先生を中心にしっかりとご対応いただいているということも私のほうで理解することができました。

1月16日でしたので、ちょうど受験等もありまして、いろいろな形で学校も受験対応といたしますか、非常にお忙しかったと思います。あるいは3学期始まってすぐの時間でしたので、生徒のそういう雰囲気も私のところで少し感じるころがありました。今年度の最後までしっかりと計画どおりに進めたいという校長先生のご意思もございましたので、そのことも拝見することができました。また私のほうも、中学校についてもしっかりと理解をさせていただきたいと思っております。

もう1点は、1月17日の定例校長会に参加をさせていただきました。これは私ども教育委員が年の初めに出席をさせていただいてご挨拶をするという機会でございます。私のほうは、新年を迎えまして、校長先生に、来年度に向けて育てたい児童・生徒像を、教職員並びに保護者の方々と共有して、しっかりとした学校像を、教育計画を含めながら実現するための経営方針を教職員の方々に示していただきたいというようなお話を中心にさせていただきました。校長会の雰囲気も味わうことができまして、私も勉強させていただきました。

以上でございます。

○八並委員 私は、1月の活動としては、2020年度から新しく始まります「新学習指導要領の実現に向けて」ということで、いろいろな機会でお話を聞くことができました。

まず1月15日に東京都市町村教育委員会連合会理事会がございまして、そちらの研修会で、「新学習指導要領の実現に向けて」ということで、多摩教育事務所指導課長の榎並さんからお話を聞くことができました。

また、1月25日の三輪小学校の研究発表会では、「考えや思いを伝え合って高め合い、主体的に学び合う児童を育てる指導法の工夫～国語科『読むこと』を通して～」ということ、また、1月31日、昨日行われました南第二小学校の研究発表会では、「『わかる』学力の育成～協同的探究学習の実践 理科を中心として～」ということ、町田市のそれぞれの学校の取り組みの発表を伺うことができました。どの研究においても、新しい学習指導要領でうたわれております「主体的・対話的で深い学び」の実現におけるそれぞれの手段であったり、試行であったりを研究発表されておられました。

また、1月29日の小学校副校長会研究発表会におきましても、「新しい学習指導要領の実

施に向けた学校づくりの推進～町田市教育プランの達成を通して～」ということで、「えいごのまちだ」を推進していくための取り組み、プログラミング教育の推進、初任者等の集中短期育成などの研究発表が行われました。町田市全体を通して、新しい学習指導要領の実現に向けて、しっかりと取り組んでいることがよくわかったこの1カ月であったと思います。

私からは以上です。

○**教育長** ただいまの皆様の報告につきまして、何かご質問などありましたらお願いいたします。――よろしいですか。

以上で月間活動報告を終了いたします。

日程第2、議案審議事項に入ります。

議案第24号を審議いたします。本件については学校教育部長からご説明を申し上げます。

○**学校教育部長** 議案第24号「町田市教育プラン2019－2023の策定について」、ご説明申し上げます。

本件は、教育を取り巻く社会状況の変化等を踏まえ、教育委員会の施策をさらに充実させていくため、教育基本法第17条第2項に定める、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画である「町田市教育プラン2019－2023」を別添のとおり策定するものでございます。

1枚おめくりいただきますと、「町田市教育プラン2019－2023（案）」が添付してございます。本案につきましては、昨年8月の教育委員会第1回臨時会で作成いたしました「町田市教育プラン2019－2023（原案）」について教育委員会協議会でご検討いただき、その内容に基づいて修正を行い、最終案として取りまとめたものでございます。

1枚おめくりください。初めに目次となります。第1章は「町田市教育プランの概要」、第2章は「町田市の教育を取り巻く状況」、第3章が「教育目標と基本方針」、第4章が「施策及び今後の取組」、第5章を資料編としております。

1ページから第1章「町田市教育プランの概要」となります。

2ページ、3ページをお開きください。2で「計画策定の主旨」、3で「計画の位置づけ」、本計画は町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」及び「町田市教育に関する総合的な施策の大綱」を尊重し、整合を図るとともに、新・町田市子どもマスタープランなど、他の計画との整合も図ってまいります。4の「計画期間」は、2019年度から2023年度までの5年間としております。

5 ページから第 2 章「町田市の教育を取り巻く状況」を記載しております。6 ページ、7 ページでは、現行の第 2 期教育プランの主な施策の「取組」、「現状と課題」を記載し、8 ページから17ページまでは「町田市の教育を取り巻く環境変化」として、「今後予想される社会・経済状況の変化」、「学校を取り巻く課題の複雑化・多様化」、「将来の児童・生徒数の急減と学校施設の老朽化」、「生涯学習を取り巻く環境変化」を記載しております。

19ページから第 3 章「教育目標と基本方針」について記載しております。

20ページをご覧ください。教育目標は「夢や志をもち、未来を切り拓く町田っ子を育てる。生涯にわたって自ら学び、互いに支え合うことができる地域社会を築く」としております。また、4つの基本方針を掲げ、基本方針Ⅰは「学ぶ意欲を育て『生きる力』を伸ばす」、基本方針Ⅱは「充実した教育環境を整備する」、基本方針Ⅲは「家庭・地域の教育力を高める」、基本方針Ⅳは「生涯にわたる学習を支援する」としております。

27ページから第 4 章「施策及び今後の取組」を記載し、28ページ、29ページでは、4つの基本方針を受けて、それを実現するための14の施策、課題解決に向けて重点的に取り組む44の重点事業を体系図としてあらわしております。30ページ以降に、基本方針、施策ごとに、現状と課題、施策の方向性、目指す姿、重点事業を記載しております。

なお、原案の作成時点では記載されておりましたが、59ページの下段、重点事業Ⅱ－1－2「体育館空調設置の実施」と82ページの一番上の段、重点事業Ⅲ－1－1「コミュニティ・スクールの推進」の2つの事業を新たに重点事業として追加しております。

本教育プラン策定に当たりましては、より多くの市民や保護者の方にわかりやすいプランとするため、全ての施策で成果指標を設定するとともに、全ての重点事業で活動指標と目標値を設定し、その工程表を記載しております。

なお、本計画の進行管理は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、毎年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検評価を行い、実施状況を検証、公表し、その結果を次年度に生かしてまいります。

説明は以上となります。

○教育長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して、何かございましたらお願いいたします。

○佐藤委員 これまで長い時間をかけて教育プランをまとめられまして、事務局のご苦労はすばらしいものがあると思います。

まず私がお話ししたいのは、ただいま説明の中でも教育目標の紹介がありましたが、20ページに教育目標が述べられています。この教育目標に関して、2つ意見を述べさせていただきます。

1つは、教育目標があって、それを受けて基本方針があって、それを受けて施策があって、さらに重点事業があってというような構造になっているかと思うのです。心配事で終わってしまうのだろうなというふうには思いますけれども、教育目標から基本方針、施策、重点事業とおりにいったときに、特に個々の重点事業を実施しているときに、教育目標が忘れられがちになることがこういうプランの中ではよく起こることだと思います。重点事業を進めていくときにも、何のためにやっているのか、教育目標に立ち返ることが必要だろうと思いますので、これに基づいて実施される事務局の皆様には、ぜひ教育目標を常に意識していただきたいなと思います。

特に教育目標の中で生涯学習部にかかわることが多いと思いますが、教育目標の2行目に「互いに支え合うことができる地域社会を築く」。また、その下の解説文になるのでしょうか、6行ありますが、「また」で始まる最後の2行を読んでいきますと、「人と人とのつながりを生み出していく地域社会の構築を目指します」。要するに、生涯学習において、市民1人1人の個々の学習意欲等を満足させていくことだけではなくて、そのことによって地域社会をつくっていくのだ、そういう市民を育てていくのだ、この目標の思いをぜひ忘れないように、事業実施のときに生かしていただきたいなと思います。

もう1点、教育目標についてですが、事務局が中心になり、私たち教育委員の意見も取り入れていただきながら、このように教育目標がまとまったわけですがけれども、この教育目標が町田市民と共有されることが必要だろうと思うのです。町田市民も教育委員会がなぜこういう事業を進めていくのかといったときに、この目標のもとでやっていることを市民にもよく理解してもらえるように、教育委員会事務局と町田市民とが二人三脚でやっていけるといいなと思います。

○八並委員 私も佐藤委員と同じように、教育目標について一言述べさせていただきたいと思います。

「夢や志をもち、未来を切り拓く町田っ子を育てる。生涯にわたって自ら学び、互いに支え合うことができる地域社会を築く」という目標を掲げました。今の佐藤委員からもお話がありましたように、市民との目標の共有ということがございましたが、子どもたちを育てるに当たって、私たち大人も、それぞれが夢や志を持って、自分の人生を生きていく。

生涯にわたって学びを忘れずに生きていく。そのような市民感情とともに、教育プランの教育目標が遂行されますように願いたいと思います。

○森山委員 私のほうからも3点申し上げたいと思います。

1点目は、やはりこれは非常に大変な時間を要してご努力されたと思います。その中で、特に客観的なデータ、いわゆる最新のデータを収集されて、その中で収集したものの分析をもとに目標を示して、その達成のための事業がそこでしっかりと明確化されているというのを1つ感じております。

2点目は、先ほどもお2人の委員からございましたが、やはり目標を決めて、方針、いわゆる施策を決定して、重点事業に進む。そういう意味での体系的というか、あるいは構造的と言ってもいいのでしょうか、そのような形でのプランが明確に示されていることも1つの特徴だと思います。この2つのことを踏まえて、PDCA（プラン・ドゥー・チェック・アクション）というものが、恐らくこれから円滑に進んでいくものだというふうに感じています。

3点目は、これをご覧になってもうお気づきのところかと思いますが、ある程度新しい用語とか、例えば英語の頭文字を取ったものとか、そういうものに対して注をつけていただいて、一般的にも理解が進むような工夫も見られます。例えば9ページのIoTとか、ビッグデータなど、片仮名文字とか、そういうものが近年盛んに出ている状況ですので、そういう意味では、正確に理解していただく、あるいはわかりやすくこれを見ていただくための工夫もなされていて非常によろしいかと思えます。

以上です。

○教育長 先ほどいただいた意見の中にございますが、具体的な事業実施の際には、ぜひ教育目標を節目節目で思い起こしまして、念頭に置いた上で取り組んでまいりたいと考えております。また、市民の皆様への周知、あるいは計画や目標の共有ということに努めまして、理解も図っていきたいと考えております。

○佐藤委員 もう1点、25ページについて、質問といいますか、ご説明をお願いしたいと思っております。

先ほどコミュニティ・スクールをスタートさせるということが加わったというご説明がありました。左側の「学校」は「コミュニティ・スクール」ということでその体系があり、右側は「地域」ということで「地域学校協働本部」という言葉が並んでいます。この2つが「連携・協働」という矢印でつながっているのですが、正直言って、イメージがもうひ

とつ湧かないのです。

現在、学校は、学校支援地域理事あるいはスクールボード、そういうような名称で学校を応援し、支えるシステムがあるわけですが、それと違うのか。名前だけの変更なのか。変わっていくのか。現在の学校支援地域理事がこの図を見たときに、ずっと理解できないのではないかなと思うのです。

学校のほうを見ますと、例えば保護者代表、地域住民代表、ボランティアコーディネーター等とあります。地域のほうの図を見ますと、やはりボランティアコーディネーターがあり、地域住民があり、保護者があるということで、この2つの組織と云っていいのでしょうか、これがどういうふうに絡んで、これからスタートさせようとしているのか、もう少しわかりやすくご説明をいただければありがたいと思います。

○指導室長（兼）指導課長 現在の学校支援地域理事、スクールボード協議会と、コミュニティ・スクールになった場合の違い、また地域学校協働本部とどのようにかかわっていくのかということだと認識をしております。

現在、町田市立学校の管理運営に関する規則第13条の4におきまして、学校支援地域理事が定められております。また、学校支援地域理事を置く学校はスクールボード校と称することになっております。スクールボード校において、学校支援地域理事が集まる協議会においては、5つの項目が定められております。1つは、学校運営方針及び教育計画に関すること、また、学校評価に関すること、児童・生徒の生活指導その他諸課題に関すること、家庭及び地域社会と学校との連携に関すること、このほか学校運営の支援に関することということで管理運営規則で定められ、協議会の中ではこの協議をいただいているところでございます。

そこで、今回取り入れますコミュニティ・スクールにおきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6において、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）が示されているところでございます。コミュニティ・スクールにおける学校運営協議会では、まず、校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること、また、学校運営について教育委員会または校長に意見を述べるができること、そして、教職員の任用に関して教育委員会規則に定める事項について教育委員会に意見を述べるができること、この3つが協議の柱となってまいります。

現在スクールボード協議会において行っている点から考えますと、変更していくところは大きく2点ございます。1つは、法律上意見の申し出が認められている点です。法律が根拠となるということでございます。もう1点は、基本方針に対して承認ということが求められるという点についても、大きく違うということでございます。また、今のスクールボード協議会におきましては、教職員の任用に関する意見の申し出ということについては示されておきませんが、今後、学校運営協議会に、コミュニティ・スクールを行うことによって、その部分が付与されてくるという状況でございます。

この学校運営協議会は、今25ページでお示ししておりますように、保護者代表、地域住民代表、ボランティアコーディネーター等で運営をしていくこととなりますが、今のスクールボード協議会を中心に、そちらにどのように移行していったらよいのかということにつきましては、2019年度に実施に向けた検討を行い、2020年度に準備、周知という形で、2021年度から全校実施で取り組みたいと考えております。

一方、地域学校協働本部につきましては、国では、地域学校協働活動推進員というものを中心に、地域住民や保護者、文化団体ですとか、スポーツ団体等が加わりながら、地域の人々が学校と連携し、子どもを支える体制を行うという状況でございます。

現在、町田市では、地域学校協働活動推進員をボランティアコーディネーターとして指名しております。そのため、地域学校協働本部につきましては、ボランティアコーディネーターを中心に、今連携をいただいている関係各所等の代表の方々を中心に組織化していきたいと考えております。

また、地域学校協働本部のほうで上がっているような声につきましては、ボランティアコーディネーターにはコミュニティ・スクールの学校運営協議会にも入っていただきたいと考えておりますので、取り組みについての報告や学校からの要請等に関しては、地域学校協働本部のほうに持ち帰って進めていただくというような関係性も考えているところでございます。

これまでは学校を支えるというところが大きかったのですが、今、国の方向では、学校と連携協働するといったところで、支援をもらうだけではなく、ともに育っていくことが求められているところでございます。町田市もこの国の方向に基づいて、2021年度から進められるように、2019年度から準備等を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○佐藤委員 ありがとうございます。私のイメージとご説明していただいたイメージと

少し合わせたいなと思いながらお聞きしていたのですが、現在、各学校に設置されているスクールボード協議会のメンバーが6人でしょうか、それぞれ置かれていると思いますけれども、そのスクールボード協議会の役割が少し加わったり、多少の変更をすれば、そのまま学校運営協議会として認められるというようなスタイルなのだろうなというふうに私は理解して、各学校でこの運営協議会を結成していくことについては、それほど負担にはならないなと思いました。

一方、地域学校協働本部は何なのかということですが、現在、各学校ごとではありませんけれども、健全育成地区委員会なるものがあります。健全育成地区委員会は、ここに示してありますように、町内会・自治会とか、大学を入れているところもありますし、保護者の代表とか、学校の代表とか、ここに示されているようなメンバーが入って健全育成の事業を行っている。学校とも連携を図っているというのが実態としてあると思うのですが、健全育成地区委員会と別に地域学校協働本部がつけられるとしたら、そういうメンバーを構成する人材が相当数重なってきたり、最近では町田地区協議会なるものもスタートしていて、いろいろな組織ができていますけれども、中には人材が豊富ではありませんから、同じメンバーがこちらにもあちらにも行っているというような実態があると思うのです。

もう一度話を戻しますと、健全育成地区委員会が、現在は学校ごとではありませんけれども、複数の学校を包含する地域の委員会を形成して、学校を含めて、地域、保護司さんとか、民生・児童委員さんとか、そういう方々が入って行われていますが、そういう組織と考えてよろしいでしょうか。

○指導室長（兼）指導課長 説明が不足していて申しわけございません。

健全育成地区委員会というのは幾つもの学校が複数入っているかと思いますがけれども、地域学校協働本部は学校ごとに立ち上げるものでございます。地域学校協働本部は、コーディネート機能、多様な活動、継続的な活動を充実させ、幅広い地域住民や団体等の参画を得るための工夫を行うことが重要となっております。そのため、ボランティアコーディネーターを中心に、各学校のほうで、今かかわっていただいているところとどう連携するかというのが大事になってくると思います。

今、佐藤委員からいただきました健全育成地区委員会とか、地区協議会についても、当然こういう活動が始まるということの周知等も必要だと思います。また、このかわりについては、来年度実施に向けた検討を進めてまいりますので、そこで関係各部署とも連携しながら、スムーズな運営ができるように取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○八並委員 私はいじめの対応について申し上げたいと思います。

昨今の報道などでも、教育委員会の対応等がいろいろ取りざたされておりますが、例えば44ページに「いじめ防止に向けた取組」ということで施策の方向性が挙げられております。その中にも町田市いじめ防止基本方針ということで、2015年5月に改訂された部分がかかっております。1から4まで、4つの基本方針がございます。この基本方針に基づいて、いじめ等の対応についても取り組んでいくという教育委員会の方向性がきちんと示されていることは、大変いいことではないかと思っております。右側の45ページにも「SNSトラブルの現状」などのコラムもございますが、子どもたちが巻き込まれている現状のいろいろな課題等についても、きちんとした基本方針があって取り組まれていることがわかりやすく示されていると思えました。

○教育長 そのほかにいかがでしょうか。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第24号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第25号を審議いたします。本件については学校教育部長からご説明申し上げます。

○学校教育部長 議案第25号「町田市立学校適正規模・適正配置等審議会条例（案）について」、ご説明いたします。

本件は、学校教育法第2条第1項の規定に基づき、町田市が設置する学校の教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、町田市教育委員会の附属機関として、町田市立学校適正規模・適正配置等審議会を置くことを目的として制定するものでございます。

なお、この条例は、平成31年（2019年）第1回町田市議会定例会へ上程いたします。

2枚おめくりいただければと思います。条例案でございます。

条例案の主な内容についてご説明いたします。

初めに、第2条「所掌事務」につきましては、「審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する」。(1)「市立学校の適正規模に関すること」、(2)「市立学校の適正配置に関すること」、(3)「市立学校の通学区域に関すること」、(4)

「前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項」としております。

次に、第3条「組織」ですが、「審議会は、委員8人以内をもって組織する」。「委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する」。「学識経験を有する者2人以内」、「市立学校の児童又は生徒の保護者2人以内」、「市内の町内会又は自治会の代表2人以内」、「市立学校の教職員の代表2人以内」としております。

第4条「任期」ですが、「委員の任期は、審議会が第2条の規定による答申をしたときまでとする」。

最後に、「この条例は、平成31年8月1日から施行する」ということでございます。

説明は以上となります。

○教育長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

○佐藤委員 この審議会は、学校の教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するために設置するということでもあります。

審議する内容が、適正規模、適正配置、通学区域となっておりますが、恐らく今の財政状況からして新しく学校をつくろうというような案は出にくいだろうということを考えますと、適正規模、適正配置という議論をするその先には、もしかしたら統廃合のようなことも出てくるのではないかと私なりに予測しております。

そもそも学校は、児童・生徒の学校教育だけでなく、避難施設などを含め、地域の拠点となっている施設ということでもありますし、多くの自治体では、子どもたちが減って学校の規模や数が少なくなっているという状況ですけれども、町田市は、そういうところばかりでなく、逆に児童・生徒が多くて、どのように収容していくかという課題も持っている珍しい自治体ではないかなと思います。

町田市のいろいろな地域を見ますと、そういう意味で、地域によって事情は異なるということを忘れずに審議していただきたいと思えますし、委員になられる方々には、全市的な視野に立って考えられるような人が委員になられればいいなということを期待しております。

以上です。

○教育長 そのほかに何かございますでしょうか。――よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第25号は原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第26号を審議いたします。本件については学校教育部長からご説明をいたします。

○**学校教育部長** 議案第26号「町田市立小学校等の学校給食費に関する条例(案)について」、ご説明いたします。

本件は、町田市立小学校の給食費を、校長が徴収・管理を行う私会計から、市の予算に計上して徴収・管理を行う公会計として制定するものでございます。

なお、この条例は、平成31年(2019年)第1回町田市議会定例会へ上程するものでございます。

2枚おめくりいただければと思います。条例案でございます。

条例案の主な内容についてご説明いたします。

初めに、第2条「学校給食費の徴収」、「市長は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者から学校給食費を徴収する」としております。

第3条「学校給食費の額」については、町田市規則で定めます。

第4条「学校給食費の減額」、「市長は、特別な理由があると認めるときは、規則で定めるところにより学校給食費を減額することができる」といたします。

第5条「学校給食費の納付」、「学校給食費は、規則で定める日までに納付しなければならない」といたします。

最後に、「この条例は、平成32年4月1日から施行する」ものでございます。

説明は以上となります。

○**教育長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何かございましたら、どうぞお願いいたします。

○**佐藤委員** これまで、特に小学校では保護者が給食費を集めているというような実態を私もある時点で知りましたが、そういうことを考えたときに、今回このように行政のほうで給食費を集める方法が変わることについて、賛成をしたいと思います。

1つ質問です。第2条に、市長は、「保護者から学校給食費を徴収する」とありますが、

どのような方法で徴収するのでしょうか。保護者側からすれば、保護者はどのような方法で学校給食費を納入するのでしょうか。

○保健給食課長 ただいまご質問をいただきました給食費の納入のことです。まだ想定としてという前提でお話をさせていただきますけれども、口座振替により保護者が町田市に納入をしていただくように考えております。現在は学校長に対して、手集めも含めた形ですけれども、今回の公会計化によって、給食費の納入については、あくまで保護者と町田市とのやりとりになるということで、大きく変わることです。

なお、どうしても口座振替が難しいというような例を想定したり、あるいは未納の対応ということでは、納付書によりコンビニエンスストアからお支払いをいただくことも想定して準備を進めております。

なお、給食費の管理システムというものをあわせて構築してまいりますので、それに合わせた形で規則等を定め、細かな設定をしてまいりますと考えております。

以上です。

○佐藤委員 念のためですが、学校といいますか地域によって、口座をつくる金融機関が、例えば郵便局しかないとか、農協ですとか特定の口座に絞られているケースがあったのではないかと思います。今、口座と言われましたが、広く金融機関が利用できるような口座を想定されているのでしょうか。

○保健給食課長 条例の施行まで1年の間に準備をいたしますが、保健給食課のほうで、各金融機関と協定を結ぶ予定にしております。大手も含めておよそ20行近くの金融機関と契約をしていく形になる予定ですので、保護者の方が、ご自身のお使いやすい金融機関からという形をとれるようにしたいと考えております。

以上です。

○八並委員 給食費に関しては、やっところなるのかというような感が強いです。私が子育てをしていました20年ほど前も、給食費の未納について、いろいろな困ったことが起きている。例えば献立の材料を変更せざるを得なかったというような問題を伺ったことがあります。このような公会計になりますときには、そういった問題等は起こらないのでしょうか。

○保健給食課長 公会計にいたしますので、まずは予算化をするということは、給食費は、町田市のほうで各学校の児童数等に応じて当初から設定をし、学校に配当していく予定です。先ほど触れました未納については、今度は町田市のほうが保護者の方と対応してまい

りますので、今のご質問については、特に影響は出ないものと考えております。

○教育長 そのほか何かございましたらお願いします。――よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第26号は原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第27号を審議いたします。本件については生涯学習部長からご説明申し上げます。

○生涯学習部長 議案第27号『町田市立図書館のあり方見直し方針』の策定について、ご説明いたします。

本件は、「町田市5ヵ年計画17-21」行政経営改革プランに基づき、町田市立図書館の効率的・効果的な運営を実現するため、町田市立図書館の目指す姿や再編の方向性を示した「町田市立図書館のあり方見直し方針」を別添のとおり策定するものでございます。

1枚おめくりいただきますと、「町田市立図書館のあり方見直し方針」を添付しております。この内容につきましては、これまで教育委員会協議会でご検討いただいております。策定に当たっては、教育委員会の附属機関である町田市生涯学習審議会から、2018年3月に、今後の生涯学習施策の進め方について、2019年1月には、今後の町田市立図書館のあり方について、それぞれ答申をいただきました。この答申の内容等を踏まえ、取りまとめたものでございます。

「町田市立図書館のあり方見直し方針」の概要を説明させていただきます。

初めに4ページに、「検討の背景」として、人口減少、社会保障関係経費の増大や税収入の減少、公共施設の老朽化など、町田市における環境変化について、また、これらの環境変化を踏まえ、「町田市5ヵ年計画17-21」行政経営改革プランや町田市公共施設再編計画を策定し、図書館においては、8カ所ある図書館の再編を推進していくこととしたことなどを記載しております。

5ページから10ページでは、「図書館の役割と町田市立図書館の運営理念」、図書館を取り巻く状況、町田市立図書館の沿革と現状を記載しています。

11ページでは、「市民ニーズ」として、2017年度に実施した市民意識調査や図書館利用者に対するアンケート調査のうち、図書館の見直しに関する調査結果を記載しています。

12ページ、13ページでは、図書館における課題として、図書館の適正配置の検討、施設の老朽化等への対応、貸出数減少への対応、運営経費の適正化の4点を挙げています。

14ページからは、今後の図書館の方針について記載しています。

まず14ページ、15ページでは、「めざす姿（運営の基本方針）」として、①「あらゆる市民が利用しやすい図書館」、②「子どもの読書活動を充実させる図書館」、③「地域のコミュニティ形成を支援する図書館」、④「地域の課題や社会状況の変化に対応する図書館」の4つを掲げています。

15ページ後半から19ページでは、図書館の再編の必要性と方向性を記載しています。

まず「図書館再編の必要性」について記載した上で、再編を検討する図書館を設定しています。具体的には集約化の対象とする図書館を、鶴川図書館と鶴川駅前図書館、さるびあ図書館と中央図書館とし、複合化の対象とする図書館を、木曾山崎図書館、金森図書館としています。

18ページ、19ページでは、「再編検討図書館の方向性」を記載しています。

まず「集約化対象図書館の方向性」ですが、鶴川図書館と鶴川駅前図書館については、時期として2019年度から2026年度までに、鶴川図書館を、都市再生機構、通称UR都市機構による鶴川団地センター街区の建てかえに合わせ、鶴川駅前図書館に集約する方向で検討することとしています。また、さるびあ図書館と中央図書館についても、2019年度から2026年度までに、さるびあ図書館が持つ独自機能を継続することなどを踏まえ、周辺の公共施設の建てかえ等も視野に入れて検討を進めていくこととしています。

次に、「複合化対象図書館の方向性」ですが、木曾山崎図書館については、2027年度から2036年度において、複合施設としての整備を視野に入れて、改築等の機能更新を検討することとしています。周辺の公共施設等の建てかえ等に合わせ、複合化について検討することとしています。また、金森図書館については、当面は現状維持とし、長期的観点で複合化の方向性を検討することとしています。

19ページ後半には、「再編を進めるうえでの留意点」として、①「サービス利用に格差が生じることのない再編の検討」、②「図書館がもつ機能や役割の維持」、③「新たな利用者の獲得につながる再編の検討」、④「コミュニティの核となる地域住民や利用者との対話」、⑤「運営体制検討の視点」の5つを挙げています。

20ページから22ページでは、「効率的・効果的なサービスの方向性」を記載していますが、こちらについては今後めざす姿を実現するために、具体的なサービス及び最適な運営体制

について検討し、2019年度中に効率的・効果的な図書館サービスの方向性を決定することとしています。

2019年度の検討においては、(1)「図書館サービスの見直し」、(2)「図書館資源の配分」、(3)「図書館の運営体制の確立」の3点を確認しながら進めることとしています。

このうち、図書館の今後の運営体制については、2019年度に決定した後、2022年度の導入に向けて準備を行うこととし、準備期間に当たる2020年度及び2021年度は、正規職員と新たに規定される会計年度任用職員の業務範囲を見直した上で図書館運営を行うこととしています。

「町田市立図書館のあり方見直し方針」の概要は以上です。この方針に基づき、今後図書館の再編並びに効率的・効果的なサービスについて詳細な検討を進めてまいります。

以上でございます。

○教育長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して、何かございましたらお願いいたします。

○佐藤委員 再編ということで、集約化対象の図書館、複合化対象の図書館の現状と今後の流れについてはよくわかりました。

1つ細かなことで恐縮ですが、20ページの中ほどの(1)「図書館サービスの見直し」、①「あらゆる市民が利用しやすくする」、その中のiv)に「移動図書館巡回運行の見直し」というのがございます。

私自身、移動図書館を利用したことがないので、現状については十分に理解できてないところがありますが、業務運転手の確保とか移動図書館車の老朽化などで経費増が見込まれるということで、最後に「台数削減や巡回場所の検討を行う」とあります。町田市民も年々高齢化していきますし、家の近くまで移動図書館に来てもらわないと本を読む機会がなかなか持てないとか、そういう社会の変化が町田市でもこれから生まれてくるのではないかなと思っております。ここではまだ運行の見直しということですので、台数削減がやむを得ないことなのかどうかわかりませんが、高齢者も市民の1人ということで、図書に触れる機会を確保できたらいいなと思っております。お願いというのでしょうか、質問になるのか、どちらでも結構でございます。

○図書館長 今、佐藤委員からご指摘いただいた点につきましては、検討していくということですが、ここ数年の動向を見ていると、移動図書館の利用が下がっていると

いうのは、やはり事実として認めなければいけないと思っております。周辺の地域にポスティングをして、PR等をしたりもしているのですけれども、なかなか利用は伸びないところではあります。

そこで、これからやるわけですけれども、この中で考えていきたいと思っております。巡回場所の見直しをしつつ、一方、そこで浮いた余裕というもので移動図書館の別の利用方法はないかという観点で、市民の方が使いやすいというところもあわせて考えてまいりたいと思っております。

○八並委員 14ページ、15ページに、図書館のめざす姿ということで、運営の基本方針が示されたことは大変いいことだと思います。先ほど議案第24号で町田市教育プランを決議したわけですが、そちらの教育目標にある「生涯にわたって自ら学び、互いに支え合うことができる地域社会を築く」、まさしくこの目標を捉えためざす姿なのではないかと思えます。いろいろな課題はあると思いますが、多くの市民の皆様に愛される図書館づくりをこれからも目指していければいいと思います。

○教育長 そのほかにいかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第27号は原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

続いて、議案第28号を審議いたします。本件については生涯学習部長からご説明申し上げます。

○生涯学習部長 議案第28号『「町田市民文学館のあり方見直し方針」の策定について』、ご説明いたします。

本件は、「町田市5ヵ年計画17-21」行政経営改革プランに基づき、町田市民文学館の役割や存在意義を明確にし、効率的・効果的な運営を実現するため、町田市民文学館の事業及び施設の見直しの方向性を示した「町田市民文学館のあり方見直し方針」を別添のとおり策定するものでございます。

1枚おめくりいただきますと、「町田市民文学館のあり方見直し方針」を添付しております。図書館の見直し方針と同様に、この内容につきましても、教育委員会協議会でご検討いただいております。策定に当たっては、町田市生涯学習審議会から、2018年3月に、

今後の生涯学習施策の進め方について、10月には、今後の町田市民文学館のあり方について、それぞれ答申をいただきました。この答申の内容等を踏まえ、取りまとめたものでございます。

それでは、「町田市民文学館のあり方見直し方針」の概要を説明させていただきます。

初めに、1ページから3ページでは、2015年5月に町田市で実施した市民参加型事業評価において、文学館が厳しい評価を受けたこと、また、そのような評価となった要因分析として、市民目線の欠如と、文学館をより多くの市民に知ってもらうための情報発信不足を挙げています。

3ページ後半から7ページでは、文学館の実績として、来館者数の推移や各事務事業の実績、利用者アンケートの結果などを記載しています。

7ページ後半から9ページでは、展示事業、学習事業、資料収集事業、図書館事業、会議室貸出事業、それぞれの実施上の課題を、また、9ページ後半から10ページでは、図書館及び生涯学習センターの事業と文学館事業との比較について記載しています。

10ページから13ページでは、2017年度に実施した市民意識調査や他市調査のうち、文学館の見直しに関する調査結果を記載しています。

14ページでは、文学館の存在意義を記載しています。文学館は、文学が持つ本質的な力をあらゆる世代の人々に伝えることによって、豊かな心を育む一助を担うとともに、町田市にゆかりの文学者が多いという特性を踏まえて、町田市の文化創造の核になるべきとしています。

その上で、文学館のあるべき姿として、①文学に触れ合うきっかけ、文学の扉として、豊かな心を育む場所となること、②町田ゆかりの文学者の顕彰により、街への誇りと郷土愛を醸成していくこと、③文学活動を通じた市民交流、楽しみの拠点となること、④貴重な文学資料を保存・継承していくこと、⑤市民の「ことば」をめぐる活動を支援・育成していくこと、⑥町田の文化的イメージを向上させる文化装置となることの6点を挙げています。

15ページ、16ページでは、文学館の存廃について記載しています。市民意識調査の結果から、市民が町田ゆかりの文学者の顕彰等を通して、文学を基盤とした文化都市としてのまちづくりや子どもたちに対する教育・学習への波及効果を期待していること、また、文学館を設置している多くの自治体において、文学館が地域に根差した文学・文化活動の拠点としての役割を果たしていること、さらに、現在の場所で継続して事業を行っていくこ

とは、文学館の価値をより高めると同時に、町田の文化的イメージの向上にもつながることなどから、文学館を存続し、事業を継続することとしています。

16ページ後半からは、今後の文学館の方針として、事業及び施設の見直しについて記載しています。文学館運営協議会の答申も踏まえた上で、事業の見直しとして、①「シティプロモーションの推進」、②「子ども向け事業及び中高生から20歳代の若い世代を対象とした事業の充実」、③「『文学』の概念の拡大、『柔軟で質の高い文学館』を目指した事業展開」、④「市民協働による事業の取組み、情報発信の検討」、⑤「市民の自己実現を支える事業の展開」の5つを挙げています。

18ページ後半から23ページでは、公共施設再編を見据えた施設の見直しについて記載しています。文学館の建物の耐用年が2038年であることなどを踏まえ、中・長期的な方向性として、建物機能の集約や複合化について、他部署や他施設を含めて具体的に検討することとしています。

短期的な方向性としては、現在の施設が貴重な文学資料の保存管理、展示設備を有した専門施設であり、代替施設がないこと、また、中心市街地と芹ヶ谷公園を結ぶ中継点に位置し、文学館の認知度や利用度を高めることで、回遊性を高めることができることから、現有施設で文学館事業を継続することとし、その間の管理運営については効率的・効果的な運営を取り入れることとしています。

効率的・効果的な運営手法の検討については、文学館のビジョンを明確にすることや、文学館が蓄積してきたものを維持・継続できるよう留意し、近隣の施設や同種の施設の動向も踏まえながら、指定管理者制度を含む民間活力の導入を進めることとしています。

「町田市民文学館のあり方見直し方針」の概要は以上です。この方針に基づき、今後、文学館の事業及び施設の見直しについて詳細な検討を進めてまいります。

以上でございます。

○教育長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して、何かございましたらお願いいたします。

○佐藤委員 文学館の存廃について、これまでちまたでもいろいろ話題になっていましたけれども、文学館のあり方見直し方針では、運営の仕方についていろいろ検討しながら、文学館を存続させていくという方針でありますので、私は大いに賛成をしたいと思っております。

要するに、一部の人を除いて、文学館がどこにあるのか、また、文学館はどのようなことをしているところなのかということについて、認知されなかったということが、今までの大きな課題だったのではないかなと思うのです。

そういう意味では、14ページに第6「文学館の存在意義」というところがありまして、その中の特に第2段落を読ませていただいたときに、私の頭の中とか心の中では、文学館の価値がストンと理解できたという気がいたします。この5行を文学館の表(おもて)でも結構ですし、中に入ってすぐ目につくところでも結構ですので、文学館の存在意義を堂々とアピールされるようなことも今後検討していただけるといいかなと思いました。

もう1点は、私、文学館通りを何度も歩いているのですが、文学館の前は公民館だったので、従来は公民館通りと呼んでいて、公民館が文学館になったところで、文学館通りになりましたけれども、やはり年齢の高い人はいまだに公民館通りと言う人がいます。そのくらい文学館の認知度が低いということです。

それと同時に、文学館通りを歩いていくと、「町田市民文学館」という字の下に「ことばらんど」と3行で書いてある旗が道路のあちらこちらに掲げられていますが、一番大きな字は「文学館」なのです。「ことばらんど」という愛称をもっと活用してもいいのではないかな。むしろ「ことばらんど」と書いてもらったほうが、「文学」という言葉からは、文学に関心のある方はいいのですけれども、そうでない方は、少しかたいイメージを持たれて、自分とは関係ないというふうにしてしまう人も多いのではないかな。

そういう意味で、「ことばらんど」という言葉のほうが「何なのかな」というふうに、子どもから大人までちょっと寄ってみようかなという思いがするのではないかなと思うのです。見直し方針を見ますと、「ことばらんど」という愛称は、私の読んだ中ではどこにも見つからないのですが、「ことばらんど」という愛称は見直し方針の中で、つまり、今後消えていく名称なのかどうか。私は「ことばらんど」という愛称をもっと活用すべきではないかなと思っているのですが、いかがでしょうか。

○図書館市民文学館担当課長(町田市民文学館長) ご意見ありがとうございます。まず、今お尋ねのありました「ことばらんど」につきましては、条例上は「町田市民文学館ことばらんど」が正式名称ですので、当然今後も「ことばらんど」という名称を使っていきます。今委員おっしゃられたように、文学の本質をもちろん大事にしながら、より幅広い市民の皆様の興味にお応えできるように、「ことばらんど」というイメージで、いろいろなことをやっている施設だなというところの中で取り組みを進めていきたいと思っております。

○佐藤委員 私は逆に考えていまして、行政的には「文学館」でないとまずいのかなと思っていたのですが、「ことばらんど」が行政的な文書に通用するならば、むしろ「ことばらんど」も併記して取り上げていただきたいと思います。

私自身も教育委員になるまでは、文学館に入る機会がなかなかなかったのですが、教育委員になって、さまざまな催し物の案内を直接いただくようになって、中に入る機会が増えました。いかにして多くの方が文学館の建物の中に入るかというところがとても大事ではないかと思うのです。中に入って催し物などを見ますと、とてもすばらしいと思うのですけれども、入らないことにはそのすばらしさを体得することはできません。

先ほども言ったように、「文学館」という旗よりも、「ことばらんど」という旗のほうが、多くの方が「何かな」という疑問符でも構わないと思うのですけれども、お客さん、市民を何とか文学館の中に入れることについて、今後工夫をしていただければと思います。

○八並委員 私も佐藤委員と同様に、大変申しわけないのですが、教育委員になって文学館のよさを知ることができたという経緯がございます。ぜひ多くの市民の方にいろいろな形で発信をしていただくということと、特に小学校、中学校、教育委員会という立場をもっと大いに利用していただいて、いろいろな形で市民の皆様に向けてPRをしていただきたいと思います。

ただいま開かれております八木義徳展も大変すばらしいものになっておりますし、町田ゆかりの文化人ということで、いろいろな展示会がそれぞれつながって、お互いに町田の中で文学が醸成されてきているのだなということも感じる機会にもなります。ぜひ多くの方に足を運んでいただけますような情報発信ができるように取り組んでいただきたいと思います。

○図書館市民文学館担当課長（町田市民文学館長） ありがとうございます。今回こういったあり方見直し方針策定に当たりましては、さまざまな方々のご意見をいただきまして、文学館がこれからも末永く多くの方に愛していただけて、親しんでいただける施設づくりに取り組んでいきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○森山委員 いろいろと勉強させていただきましたが、1点先ほどもちょっと議論になりましたけれども、「町田市民文学館」というのは、恐らく「市民」というのがついているところに、このネーミングの大きな意味があると思います。そういう意味で、今回の厳しい評価を受けた要因分析をなさっておりますが、やはり「市民」というネーミングのところを意識して取り組む核になるタームというか言葉ですので、町田市民文学館の今後の方向

としてやはりそこをぜひご検討いただければありがたいと思います。

先ほどの「ことばらんど」というのは正式名称なのでしょうか。そうであれば、例えば1ページで「町田市民文学館（以下、『文学館』という。）」と示しておりますけれども、そのあたりのところも、あるいは今回の見直し方針のタイトルとかも、恐らく全て変更しないといけないということにもなるのではないかと思うのですが、そのあたりのところを教えていただければと思います。

○図書館市民文学館担当課長（町田市民文学館長） 先ほど条例上でも正式名称というふうに申し上げました。こういった書面にするときには「町田市民文学館ことばらんど」というのを、どうしても字数的に全部フルネームで使っていないような傾向が今までございました。

今ご指摘いただいたような表紙の部分にも「町田市民文学館ことばらんど」と使うなど、きちんと表現するところは表示していきたいと思っております。

○生涯学習総務課長 「町田市民文学館ことばらんど」というものが正式名称でございます。森山委員からもお話のございました1ページの冒頭のところで、「(以下、『文学館』という。）」という表現がなされておりますが、その前のところに「ことばらんど」というものをつけ加えた形で、その上でのご承認ということでお願いできればと思います。

○佐藤委員 私が「ことばらんど」にこだわりましたのは、これまでのことも考えると、今後も「ことばらんど」という名称をもっと活用して、町田市民になじみのある文学館に育てていただきたいなという意味です。どう表現するかということではなくて、なじみのある文学館に育てていくために、「ことばらんど」という名称をもっと活用されたいかがでしょうかという意見として述べさせていただきました。

○教育長 そのほかにいかがですか。——よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第28号は、先ほどのご指摘の部分を訂正した上で、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第4、報告事項に入ります。

本日の報告事項は2件ございます。

それでは、報告事項（1）について担当者からご報告をいたします。

○指導室長（兼）指導課長 報告事項（１）『町田市立小・中学校における働き方改革プラン』の策定について」、ご報告いたします。

概要版をご覧ください。

児童・生徒を取り巻く状況や保護者・社会からの要望が多様化・複雑化する中、教員の多忙化が社会問題となっております。町田市が2018年1月に独自に実施した教員勤務実態調査では、時間外在校等時間数が1カ月当たり80時間を超える教員が全体の約4分の1、23%を占めることが明らかとなり、町田市においても教員の長時間労働は教育活動の質にかかわる重大な課題だと捉えております。

本編の1、2ページには、2018年度になりましてから2回実施しました教員対象の調査結果も示してございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

この課題に対して、教員が担う業務の縮減・適正化を図ることで、授業準備や教材研究等に注力できる体制整備をするとともに、教員のライフ・ワーク・バランスを確立して教育の質の向上をさせることを目的として、このプランを策定いたしました。

初めに、概要の1「計画の成果指標と目標」についてご説明をいたします。

このプランでは4つの成果指標を掲げております。①と④につきましては、教員対象のアンケート調査を毎年度実施し、検証してまいります。

また②と③につきましては、出退勤管理システムを全校に導入し、2019年4月から運用してまいりますので、客観的データで検証してまいります。特に②につきましては、過労死ラインと言われる月80時間以上の時間外在校等時間数となりますので、2023年度で0%と目標値を示しておりますが、毎年度0%を目指して取り組みを進めてまいります。また、③「時間外在校等時間数が年間360時間以上の教員の割合」の目標についてであります。これまで年間を通じて時間外在校等時間数を集計してきたという実績がございません。来年度から出退勤管理システムを導入いたしますので、2019年度の実績を把握した上で、別途設定してまいります。

次に、今回の働き方改革プランの計画の大きなポイントとして2点ございます。基本方針及び取組につきましては、この後説明をさせていただきますが、まずこのプランの特徴をご説明いたします。

ポイントの1つ目は、「ICT技術の積極的活用」についてでございます。今年度から2020年度までの3年間で各学校に配備予定の教員用タブレットは、スマートフォンと同様のLTE回線を使用しておりますので、教員が場所を問わず、授業準備や校務に活用する

ことができます。また、次年度から活用します学籍管理や成績管理、週ごとの指導計画の作成などの統合型校務支援システム、出退勤管理システム、また出勤簿や休暇簿などの服務管理につきましても、ICTを活用する服務管理システムの導入などを行ってまいります。

ポイントの2つ目は、「人的支援の拡充」であります。今年度、副校長補佐11校、スクール・サポート・スタッフを26校に配置しておりますので、これを拡充してまいります。なお、この2つのポイントごとに、現在の学校からの声をお示ししております。

裏面をご覧ください。

次に、基本方針と取組についてです。

あわせて、本編6ページをお開きください。本プランは4つの基本方針と26の取組で構成をしております。

主な取組について説明をさせていただきます。

初めに、7ページ、基本方針1「教員が担う業務の精査及び適正化」についてでございます。

主な取組としましては、取組番号1-1「学校における業務分担の見直し」、また1-2、2020年度の学校給食費の公会計化を含む「学校徴収金業務の見直し」など、3つの取組を進めてまいります。

次に、8ページをお開きください。基本方針2「学校を支えるチーム体制の構築」でございます。

主な取組としましては、取組番号2-1「経営支援部設置の拡充」、2-2「副校長補佐配置の拡充」、2-3「スクール・サポート・スタッフ配置の拡充」、9ページになりまして、こちらは1-3でも掲載してありますが、2-5「部活動指導員配置の拡充」、もう1枚おめくりいただきまして、10ページ上段にあります2-8「スクール・ロイヤールの導入」など、基本方針2では10の取組を進めてまいります。

次に、11ページで、基本方針3「教員が担う業務負担の軽減」についてでございます。主な取組としましては、取組番号3-1「教員用タブレット端末の配備」、3-3「統合型校務支援システムの導入」、おめくりいただきまして、12ページ、3-5「調査業務・文書管理業務の見直し」、13ページ、3-8「学校への電話に対する音声案内の導入」など、基本方針3では9つの取組を進めてまいります。

次に、14ページをおめくりください。基本方針4「教員の意識改革」についてござい

ます。

主な取組としましては、4-1「出退勤管理システムの活用」、4-2「小・中学校における好事例の全校展開」など、基本方針4では4つの取組を進めてまいります。

15ページ、8「働き方改革プランの推進について」でございます。2023年度までの5年間で、毎年度、達成目標に対する現状値を調査するとともに、各取組項目の実施状況、目標の達成状況を教育委員会で評価・検証して改善を図ってまいります。

最後に、概要版にお戻りいただきまして、5「今後のスケジュール」でございます。この働き方改革プランにつきましては、2月中旬にホームページに掲載をする予定でございます。また3月21日発行の「まちだの教育」に掲載をいたします。さらに3月議会で行政報告をしてまいります。

報告については以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、何かご質問などありましたらお願いいたします。

○**佐藤委員** 働き方改革が少しずつ進みそうで、とてもいいことだと思います。今から私が述べる視点は当然落とさずにやったださると思いますが、例えば13ページに取組番号3-9として「学校行事のあり方見直し」というのがあります。

恐らく学校の教職員にとって、学校行事を企画し、実施する際の量がとても多いということが背景にあって、当然あり方見直しというのは、この行事はもういいのではないかということで、規模の縮小なり、あるいは行事そのものをなくすというようなことも視野に入れた検討ではないかと思っておりますけれども、教員にとって一番大事なものは、やはり子どもたちに対する教育指導でありますから、子どもたちに対する教育活動として何が必要か、大事かということを最優先して検討していただきたい。

これが負担になっているから、それをやめましょうと言え、教員は楽になるのかもしれませんが、それでもって子どもたちに対する教育の中身が減ってしまうのでは本末転倒だと思うのです。学校行事で子どもが大きく成長したという事例はこれまでも多々ありますので、教師がやらなくて済むものは何とか改善していこうという方向性はそのおりだと思いますが、教育指導に関してはいろいろ考えなければならないだろうなと思います。

例えばアンケートの中にも、子どもたちの生活指導が先生方にとって大変だとありますけれども、それを受けて、教員の生活指導はほかのスタッフでやりましょうというふうにはしてほしくない。教員だからこそできる指導というのがたくさんあると思うのです。

今般、話題になっている児童虐待についても、学校で発見されるケースというのは多々ありまして、今回も本当は学校でわかっていたのに、それを最後、父親の横暴さでアンケートを見せたということが話題になっていますけれども、学校が児童虐待を発見することも、ほかの場面よりも機会があるわけです。いろいろな意味で、子どもたちの教育にかかわることについては、教職員は忙しくてもそれを捨てることはできないだろうと思っておりますので、どういう業務を見直して、子どもたちへの教員の指導が充実できるようになるかという視点を忘れないようにしていただきたいなと思います。

もう1点は、8ページの2-1に「経営支援部設置の拡充」ということで、取組の概要の中に「学校事務・用務職員を組織化して」という表現がございます。この働き方改革を見ていますと、学校事務や用務職員などの職員の多忙については何ら触れられてないわけで、学校事務や用務職員は現在働き方が多忙なのかどうか、その認識がどうなっているのか私もわかりませんが、学校事務・用務職員を生かしていくといえますか、活用していくといえますか、教員の業務を軽減する際にこれがとても必要だと思うのです。

その1つの事例で、例えば来校者が来ます。私どもも来校者で行きますが、大抵、副校長がお茶を入れてくれます。副校長がいないと、時には校長が入れてくれます。それは人間関係をつくる意味で、校長、副校長のほうがいい場合もありますけれども、そういうときに、以前だったら、用務主事さんがやっていたな。あるいは用務主事さんがいないから、隣の部屋に事務室があって、事務主事さんが入れてくれたな。

こういうことが、今やほとんど管理職が来校者の接待までしているというところもあります。学校事務・用務職員の職務について、以前検討された経緯もあったかと思いますが、教員の働き方改革の改善に大いに関係があると思いますので、この点についてもご検討しながら働き方改革を進めていただきたいと思います。

○教育総務課長 今お話のありました事務職員や用務職員を含めた学校の業務については、学校全体の業務と捉えて、それをどなたが行うことで効率的な運営ができるかといった視点を含めて、今後検討していきたいと思っております。

○八並委員 このように先生方の働き方改革ということでプランをつくっていただきまして、ありがとうございます。ただ、学校現場を見ていると、非常に時間に追われているといえますか、限られた時間の中で対応すべき問題が多々あるということ、また、新しい学習指導要領のもと、新しく取り組まなければならないものも増えている中で、学校の限られた時間の中で対応するというので、先生方のご負担がかなり多いという感じを受けて

おります。先ほど佐藤委員もおっしゃられましたが、そういったいろいろな工夫をされて、より子どもたちとじっくり向き合う時間もつくっていただけることにつながるのではないかと期待しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。――よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項（２）について、担当者からご報告いたします。

○図書館市民文学館担当課長（町田市民文学館長） 報告事項（２）『みつはしちかこ展―恋と、まんがと、青春と―』実施報告について」でございます。

この資料に基づきまして、簡単にご説明申し上げます。

１「開催期間」は、2018年10月20（土）から12月24日（月）振替休日まで行いました。

２「観覧者数」は、55日間開催で9,084人のお客様にお越しいただきました。参考に、昨年の秋の展覧会では2,330人でしたので、今年は大きく観覧者数を増やすことができました。

３「開催報告」です。37年間、玉川学園でお暮らしになられた漫画家のみつはしちかこさんの展覧会を、みつはし先生が77歳の年にとということで開催いたしました。

みつはしちかこ先生の「小さな恋のものがたり」という作品があるのですが、今回はその第44集が、展覧会に先立って出版社から刊行されて、しかもその文庫本の帯に、文学館での展覧会情報が掲載されるなど、数多くの広報を行ったことで、全国各地からファンが訪れていただきまして、有料展の展覧会としては開館以来最も多い観覧者数とすることができました。

（３）「広報等」です。そのほか町田市内の広報としましては、町田駅のペDESTリアンデッキに横断幕を設置したり、広報用スタンドパネルを作成して、玉川学園文化センターなど、市内各施設を巡回する形で展覧会の広報を行いました。具体的にどんな広報物を作成したかは、後ほど資料でご案内いたします。

また、百貨店では、小田急百貨店町田店の9階のバンケットルームというお部屋を使わせていただきまして、1週間みつはしちかこ展の展示会を行いまして、市民文学館に足を運んでいただけるよう、百貨店の利用者の方にも訴えをさせていただいた取り組みも行いました。

1枚おめぐりいただきまして、（４）「来館者の傾向」でございます。アンケート集計7,596枚を分析した結果でございますが、今回、町田市外からの来館者が全体の約7割です。北海道から沖縄まで、ほぼ全国の方に来ていただいたということで、アンケートから集計す

ることができました。主なお客様は、40代、50代、60代の女性でした。

特に東京や神奈川以外のご遠方の方が、どうしてこの文学館のみつはしちかこ展をお知りになられたかということアンケートで集計しますと、知人から聞いてというのが多くて、その次にツイッターなどのSNS、それからホームページ情報、それからさつき冒頭で申し上げた第44集の帯をご覧になられたというところが多くございました。

(5)「課題」でございます。今回、来館者の多くは、SNS、インターネット、新聞・雑誌などから展覧会情報を得ていることがわかりましたので、今後の展覧会においても有効に活用してまいりたいと思います。

また、今回みつはしちかこさんの公式ブログなど、関係者の方が情報発信をされていた。そこがやはり一番大きかったのかなと思っておりますので、今後の展覧会の広報においても、作家さん本人や関係者、それから出版社などの協力を得ることがとても重要であることが改めて浮き彫りになった展覧会だと思っております。

1枚おめくりいただきますと、先ほどのアンケート集計、円グラフでお示したものになっております。さらにもう1枚めくっていただきますと、どんな広報パネルをつくったか、それから第44集の帯に掲載された展覧会情報など、そういった資料をおつけいたしました。

報告は以上です。

○教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問などありましたらお願いいたします。――よろしいですか。

予定された本日の公開案件は以上ですが、そのほかに委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。特にございませんか。――よろしいですか。

休憩いたします。

午前 11 時 50 分休憩

午前 11 時 51 分再開

○教育長 再開いたします。

別紙議事録参照のこと。

○教育長 以上で町田市教育委員会第 11 回定例会を閉会いたします。

午前 11 時 58 分閉会